

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号
チエル株式会社
代表取締役社長 栗田 輝

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日の来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時00分
（受付開始時間は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー27階 「ホール27」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

株主の皆様へお願い

- ①当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②本総会については、当日出席することなく、「定時株主総会招集ご通知」に同封されている議決権行使書による議決権行使が可能となっております。株主の皆様の感染リスクを避けるため、本総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ③特に、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航をされた方は、本総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- ④本総会にご出席を検討されている株主様は、体温の測定等当日の健康状態に十分留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。また、ご来場される場合はマスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。
- ⑤株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ⑥株主総会にご出席の株主様にお渡ししておりましたおみやげは、株主の皆様の公平性への配慮から、廃止させていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ⑦新型コロナウイルス対策上、会場席数に限りがあり当日ご入場いただけない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ⑧今後、株主総会実施の変更点が生ずる場合は、当社ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
<https://www.chieru.co.jp/ir/>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

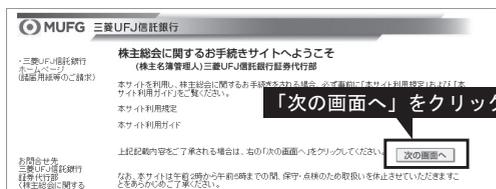
2022年6月28日(火曜日)午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

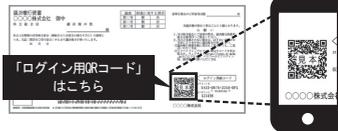
<https://evote.tr.mufg.jp/>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



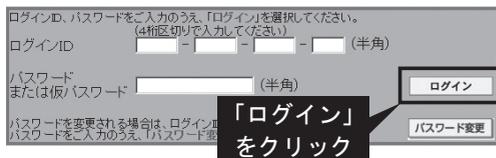
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



議決権行使書用紙

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

事業報告

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 経営成績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が継続しました。

学校教育を取り巻く環境としては、2020年度より実施が始まった新たな「学習指導要領」に基づき、ICT環境の整備が進行しております。特に小学校・中学校では政府の「GIGAスクール構想」によって、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が多くの自治体で達成されました。今後は実際の授業における利活用に焦点が移るものと見込まれています。また高校・大学においても同様の整備が進む一方で、オンライン授業の浸透やBYOD活用の傾向がみられるなど、ICT環境に変化も見られつつあります。

大型イベント等を企画する進路市場においては、コロナ禍前の水準には達しないものの、感染予防対策を徹底しつつ、進路相談会が開催できる状況へと戻りつつあります。しかしながら、新変異株であるオミクロン株が国内においても広がりを見せ、警戒が必要な状況が続きました。

このような市場動向のもと、当連結会計年度の売上高は4,095,498千円（前年同期比0.3%増）、営業利益は592,936千円（前年同期比15.5%増）、経常利益は647,585千円（前年同期比32.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は472,717千円（前年同期比31.1%増）となりました。

② セグメントごとの経営成績

セグメントごとの経営成績は、次の通りです。なお、当連結会計年度において、従来「学習部門」に含まれていた製品「InterCLASS Filtering Service」の区分を「情報基盤部門」に変更しております。同製品は、Chromebook対応製品であることから授業支援ツール「InterCLASS Cloud」等とともに「学習部門」の製品と分類していましたが、収益に占める金額的な重要性が増したことに加え、製品の機能が「情報基盤部門」の特性に適合することから、区分を変更することといたしました。なお、このセグメント変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分により組み替えて表示しております。

(学習部門)

学習部門においては、GIGAスクール構想の「児童生徒1人1台端末の整備」事業を受けて前期に受注が増加した小中市場向けサービスの契約負債が利用期間に応じて振り替わったことから、前年同期比で売上が大きく増加しました。内訳としては授業支援ツール「InterCLASS Cloud」や運用管理ツール「InterCLASS Console Support」などが占めます。また、高大市場ではeラーニングシステム「GLEXA」が前期に引き続き受注を伸ばすなどした結果、売上高は1,617,846千円（前年同期比37.1%増）、セグメント利益は604,409千円（前年同期比107.3%増）となりました。

(進路部門)

進路部門においては、緊急事態宣言下も、感染予防対策を行いつつ、前年同期を上回る進路相談会が開催され、当連結会計年度における進路相談会の売上は前年同期比で増収となりました。加えて、株式会社昭栄広報の業績は、前連結会計年度には2020年1月1日から2020年12月31日までの12カ月間を計上していましたが、連結財務諸表のより適切な開示を図るため、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間を計上しております。2022年1月1日より2022年3月31日までの業績は営業損失であったため、前年同期比増収の要因となる一方、前年同期比減益の要因となっております。

これらの結果、売上高は1,277,723千円（前年同期比20.7%増）、セグメント利益は35,825千円（前年同期比43.9%減）となりました。

(情報基盤部門)

情報基盤部門においては、小中市場向けフィルタリングツール「InterCLASS Filtering Service」の売上が前年同期比で大きく増加した他、大学の大型案件に伴う統合ID管理システムの売上計上があったものの、GIGAスクール構想「校内通信ネットワークの整備」事業の影響を受けた無線LAN最適化ソリューション「Tbridge」の前期特需の反動により、売上高は1,199,928千円（前年同期比34.9%減）、セグメント利益は436,279千円（前年同期比30.7%減）となりました。

* 当連結会計年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第22期 2019年3月期	第23期 2020年3月期	第24期 2021年3月期	第25期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高	千円	2,030,388	3,186,605	4,082,713	4,095,498
経常利益	千円	61,524	234,402	490,434	647,585
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	10,575	154,352	360,629	472,717
一株当たり当期純利益	円	1.38	20.10	46.60	61.91
総資産	千円	2,408,486	3,031,414	5,585,679	6,384,002
純資産	千円	1,479,540	1,632,311	2,003,005	2,142,093
一株当たり純資産	円	192.82	211.63	255.23	281.38

(注) 一株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。一株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。また、2020年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益及び一株当たり純資産を算定しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、研究開発部門における製品開発を中心とする総額107,469千円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式の取得の状況

2021年5月31日付の株式取得により株式会社エディトを、2021年6月30日付の株式取得によりセーバー株式会社を、それぞれ当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社であったMATOMeru株式会社は、2021年4月1日付で、株式会社昭栄広報を存続会社とする吸収合併により、消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業 の内容
沖縄チエル株式会社	10,000	100.0	教育用ソフトウェアの販売
株式会社コラボレーションシステム	10,000	100.0	学校におけるシステム運用・監視などのパッケージソフトの開発及び販売
株式会社昭栄広報	25,000	100.0	高校における進路相談会の実施
株式会社VERSION2	20,000	100.0	教育用ソフトウェア企画、開発及び販売

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業 の内容
株式会社エディト	49,950	20.0	出版物・印刷物の企画・制作、広告代理業務など
セーバー株式会社	50,000	30.0	WebRTCを活用したシステム開発・コンサルティング
株式会社ダイヤ書房	99,000	20.0	教科書、教材販売、各種検定受付等、教育に関する商材の販売
ワンビ株式会社	67,000	21.9	データ消去関連製品・サービスの開発・販売

(7) 対処すべき課題と施策

① 教育ICT分野における新しい技術・製品への対応

日本の情報通信環境において、今やスマートフォンやタブレット端末は携帯情報端末として広く定着し、無線LANなどの通信インフラの充実を背景にクラウドサービスが急速に普及しました。次世代通信規格「5G」のサービス開始や個人所有の端末を企業や学校に持ち込んで使用する「BYOD」環境の普及など、通信インフラ・デバイス・サービスの3つの要素は、相互に影響を及ぼしながら今も急速な進化を続けています。

当社グループでは、こういった新しい技術や製品が教育市場にどのように影響を与えるのか慎重に見極めながら、多様化するデバイスの特性を生かしたサービスや、クラウドサービスに対応した教材など、新しい製品や教材の開発・提供に積極的に取り組んでまいります。

② 販売代理店との関係構築と販売力の強化

当社グループは全国に営業拠点を設置し、地域に密着した営業に努めております。エンドユーザーである各地の教育委員会や大学への情報提供や提案はもちろんですが、商品・製品の販売を広げていくためにはエンドユーザーの入札に参加する販売代理店との関係構築が極めて重要と考えております。

展示会への出展や情報冊子（チエルマガジン）の配布のほか、パートナー制度の充実や自社セミナーの開催などにより、密にコミュニケーションを取り、協業を進め関係を強化するための施策を実行してまいります。

③ 製品及び販売チャネルのグローバル展開の拡大

国内の文教市場は少子化の影響により長期的には縮小が見込まれております。一方、文教ICT市場で日本を先行する北米や、経済成長が著しい東南アジア諸国など、海外での販売を拡大するため、海外市場に対応した製品ラインナップの強化と販売チャネルの開拓に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の獲得・育成と、組織体制の充実

当社グループが事業を拡大し成長を続けるためには、グループ各社間の協業によるシナジーの創出や、本社機能の統合及び共有による効率化が重要であると考えております。これを達成するために、各業務部門に相応の専門性やスキルを有する優秀な人材を確保することが重要な課題であり、採用活動や人事評価制度の充実等による人材マネジメントを強化してまいります。

また事業規模に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスのより一層の充実にも取り組んでまいります。

(8) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社4社（沖縄チエル株式会社、株式会社コラボレーションシステム、株式会社昭栄広報、株式会社VERSION2）、関連会社4社（株式会社エディト、セーバー株式会社、株式会社ダイヤ書房、ワンビ株式会社）の計9社で構成されております。

教育ICT事業を行っており、報告セグメントにつきましては「学習部門」、「進路部門」及び「情報基盤部門」の3つに区分しております。

各セグメントの事業概要は次のとおりとなります。

① 学習部門

学習部門は、主に文教市場（小学校、中学校、高校、大学及び専門学校）や企業向けに、授業・講義支援システム及びデジタル教材の企画・開発・製造・販売を行っております。

高校・大学市場においては、主に学内のLL・PC教室や講義教室、アクティブ・ラーニング教室において活用される講義支援プラットフォームや、生徒・学生が講義室外でも学習を行うための教材配信プラットフォーム及びデジタル教材の提供を行っております。

小学校・中学校市場においては、主に学内PC教室や普通教室において活用される授業支援プラットフォームや、教員用提示デジタル教材、児童生徒用デジタル教材を提供しております。

また、企業向け市場においては、主に高校・大学市場において実績のあるブレンド型LMS（ラーニング・マネジメント・システム）を提供しております。

② 進路部門

進路部門は、高校生の職業・進路選択に役立つ情報・サービスを提供しています。高等学校に対して、大学・短期大学・専門学校を集めた進学相談会の企画・実施や、進学情報誌の企画・制作・配布を行っております。

③ 情報基盤部門

情報基盤部門は、主に文教市場（小学校、中学校、高校、大学及び専門学校）や自治体向けに、情報セキュリティ対策のソフトウェアや運用管理ソリューションの企画・開発・仕入・製造・販売を行っております。

情報セキュリティ対策のソフトウェアとしてはウイルス対策ソフトやWebフィルタリングソフト、システムリカバリソフトなどの提供を行っております。

運用管理ソリューションとしては、一元運用管理を支援するICT運用支援機能や、ID/パスワードをはじめとするユーザー情報を一元管理する統合ID管理機能を備えたシステムなどの提供を行っております。

(9) 主要な営業所

① 当社

本	社	東京都品川区東品川二丁目2番24号
札幌	営業所	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1番2号
仙台	営業所	宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番1号
首都圏	営業所	東京都品川区東品川二丁目2番24号
名古屋	営業所	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号
大阪	営業所	大阪府大阪市淀川区西中島七丁目1番29号
広島	営業所	広島県広島市南区京橋町1番7号
福岡	営業所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目4番17号
沖縄	営業所	沖縄県浦添市屋富祖一丁目6番3号

② 子会社

沖縄チエル株式会社	沖縄県浦添市屋富祖一丁目6番3号
株式会社コラボレーションシステム	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目4番17号
株式会社昭栄広報	本社：東京都千代田区麴町一丁目7番2号 大阪支社・名古屋支社・仙台支社・福岡支社
株式会社VERSION2	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1番2号

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
学習部門	101 (23)
情報基盤部門	
進路部門	72 (9)
合計	173 (32)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社の学習部門と情報基盤部門は、商流及び顧客が同一であることから、同一の従業員が複数の事業に従事しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
62 (14)	37.6	5.0

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 7,869,000株（自己株式352,915株を含む）
- ③ 株主数 5,657名
- ④ 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川居 睦	2,032,600	27.04
アルプスシステムインテグレーション株式会社	720,000	9.57
株式会社旺文社	720,000	9.57
森 達也	231,000	3.07
株式会社旺文社キャピタルマネジメント	180,000	2.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	131,900	1.75
株式会社ダイヤ書房	122,000	1.62
大賀 昭雄	100,000	1.33
株式会社第一総合会計	72,000	0.95
米屋 大海	59,700	0.79
計	4,369,200	58.13

(注) 持株比率は、自己株式（352,915株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況及び取締役の保有状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類および数	1個当たり発行価額 1個当たり行使価額	行使期限	個数	保有者数
第5回新株予約権 2019年6月26日 取締役会決議	取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき200株)	1,100円 82,800円	2022年7月1日 ～ 2029年7月11日	100個	4名
第7回新株予約権 2021年6月25日 取締役会決議	取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)	100円 118,100円	2021年7月14日 ～ 2031年6月30日	300個	4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	かわ い むつみ 川 居 睦	グループ戦略統括管掌 沖縄チエル株式会社 代表取締役
代表取締役社長	あわ た あきら 栗 田 輝	開発管掌及び管理部門管掌
取締役	まえ だ よし かず 前 田 喜 和	営業管掌
取締役	わか まつ ひろ お 若 松 洋 雄	グループ財務統括管掌
取締役 (監査等委員)	か とう ひで お 加 藤 秀 雄	
取締役 (監査等委員)	ごう あき お 呉 明 植	
取締役 (監査等委員)	ほん だ しん ご 本 田 真 吾	

- (注) 1. 2021年6月28日開催の第24期定時株主総会において、加藤秀雄氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 小尾茂氏は、2021年6月28日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。
3. 取締役加藤秀雄氏、呉明植氏、本田真吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。
5. 当社は、上記の兼職先との重要な取引はありません。
6. 当社は、加藤秀雄氏、呉明植氏及び本田真吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は以下の通りです。
- ① 被保険者の範囲
当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役で、既に退任されたものも含まれます。
 - ② 保険契約の内容の概要
 - (イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - (ロ) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令もしくは取締役法規に違反する行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月12日開催の取締役会において決議し、定めております。

基本方針は次のように定めております。

- ・ 当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)は次のように定めております。

- ・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案して決定するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日の株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額200百万円以内、取締役(監査等委員)は年額30百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名です。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長である川居睦がその具体的内容について委任をうけ、役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出し、決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額としております。なお、取締役会が代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。また、取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された支払限度額に収まっており、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案しながら役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出・決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、当該権限が適切に行使されているものと取締役会は判断しております。なお、報酬決定については、事前に社外取締役である監査等委員に各報酬額が適正であるか諮ることで、透明性及び客観性を高めるよう努めています。

④ 取締役（監査等委員であるものを含む）の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	84,770 (-)	76,473 (-)	8,297 (-)	- (-)	4 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	11,850 (11,850)	11,850 (11,850)	-	-	4 (4)

(注) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結経常利益の予算達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率・前期比増減及びその内容等も含め考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。非金銭報酬等は支給しておりません。

なお、当事業年度の業績連動報酬等を定めた際に主な指標とした2021年3月期の連結経常利益の予算達成水準は下記ようになります。

	2021年3月期		
	予算(千円)	実績(千円)	達成率 (%)
連結経常利益	300,000	490,434	163.48

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	加藤 秀雄	就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全て及び監査等委員会9回のうち9回全てに出席しました。人材教育・採用の面について有している経験と専門知識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
取締役 (監査等委員)	呉 明植	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回全て及び監査等委員会12回のうち12回全てに出席しました。弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンス面について有している経験と専門知識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
取締役 (監査等委員)	本田 真吾	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回全て及び監査等委員会12回のうち12回全てに出席しました。弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンス面について有している経験と専門知識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	28,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、監査計画における監査内容・監査日数・配員体制、報酬見積りの計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定め、以下のよ
うな体制のもと運用しております。

- a 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が法令、定款、社内諸規程等に則った職務執行を行うことを推進する。
 - (b) 取締役会は、会社法をはじめとする諸法令に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすように、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督し業務執行の決定を行う。
 - (c) 監査等委員は、法令に定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
 - (d) 社長直属の内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンス等の状況等につき定期的に監査を実施し、結果を代表取締役に報告する。
- b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 「文書管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報を含む重要文書は、当該規程の定めるところにより保存・管理する。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員がこれらの重要文書の閲覧を要請した場合は、速やかに閲覧可能なように管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報等様々なリスクに対処するため諸規程を整備し、周知徹底を図るとともに必要に応じて定期的に見直す。
 - (b) 内部監査担当は、組織横断的に実施される内部監査により認識された重要なリスクを代表取締役に報告する。
 - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会に対して業務執行に係る重要な報告を定期的に行い、取締役会では重要な問題点の把握及び対応策の立案に努める。
- d 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、経営計画及び予算を策定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各部門は、その達成に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
 - (b) 「組織・職務権限規程」、「職務分掌規程」により、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

- (c) 取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定に努める。
- e 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員は、管理部門の使用人（従業員）に対して監査業務に必要な指示をすることができる。
 - (b) 指示を受けた従業員は、その指示について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- f 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (b) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- g 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員に報告するものとする。
 - (b) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要な会議に出席し、必要に応じ重要文書を開覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対してその説明を求めることができる。
 - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行の状況を報告するものとする。
 - (d) 監査等委員へ当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取り扱いを行うことを禁止する。また、当該行為が禁止事項であることを、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し周知徹底する。
- h 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (b) 監査等委員は、代表取締役及び内部監査担当者と定期的に意見交換を行うものとする。
 - (c) 監査等委員は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査の有効性及び効率性を高める。

- (d) 監査等委員が必要と認めるときは、弁護士や公認会計士等の専門家の意見を聴取できるようにする。
- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
 - (b) 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - (c) 管理部門を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携、情報収集を図れる体制を整備する。
- j 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき社長室が総括し、緊密な連携のもとに関係会社に助言・指導を行う。
 - (b) 関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役又は使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに、重要事項に関しては当社へ事前の仰裁又は報告が行われる体制を構築する。また、内部監査担当が、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行について
当事業年度において、取締役会を20回開催しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督いたしました。
- ② 監査等委員の職務の執行について
当事業年度において、監査等委員会を12回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く審議検討し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は重要な会議に出席するほか、稟議など重要書類の閲覧を行っており、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の向上を図っております。
上記のほか、監査等委員の職務を補助すべき使用人の設置、監査等委員への報告義務及び報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制について
内部通報窓口を設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化及び継続的な商品開発に備えた内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。今後も中期経営計画に掲げた目標を目指し、企業価値を高めてまいる所存であります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株あたり3.0円といたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(5,302,492)	流 動 負 債	(3,963,261)
現金及び預金	4,225,171	買掛金	74,783
売掛金	446,240	未払法人税等	63,054
有価証券	100,000	契約負債	3,476,265
商品	103,001	賞与引当金	116,514
貯蔵品	11,390	役員賞与引当金	9,366
前渡金	353,926	その他	223,276
その他	67,969	固 定 負 債	(278,647)
貸倒引当金	△5,207	長期未払金	278,647
固 定 資 産	(1,081,510)		
有形固定資産	(62,414)		
建物	31,469		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	30,945		
無形固定資産	(223,398)	負 債 合 計	4,241,908
ソフトウェア	106,194		
ソフトウェア仮勘定のれん	14,033	純 資 産 の 部	
その他	92,170	株 主 資 本	(2,108,047)
投資その他の資産	(795,697)	資 本 金	336,359
投資有価証券	249,711	資 本 剰 余 金	125,673
関係会社株式	184,582	利 益 剰 余 金	2,044,342
繰延税金資産	185,704	自 己 株 式	△398,328
その他	175,697	新 株 予 約 権	(34,046)
資 産 合 計	6,384,002	純 資 産 合 計	2,142,093
		負 債 純 資 産 合 計	6,384,002

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,095,498
売 上 原 価		1,335,629
売 上 総 利 益		2,759,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,166,932
営 業 利 益		592,936
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,075	
受 取 配 当 金	1,183	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	36,804	
出 資 金 運 用 益	10,914	
為 替 差 益	2,672	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,804	
そ の 他	1,295	57,750
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	2,842	
そ の 他	258	3,101
経 常 利 益		647,585
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	2,268	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	101	2,369
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		649,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154,656	
法 人 税 等 調 整 額	22,581	177,237
当 期 純 利 益		472,717
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		472,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	336,359	125,673	1,591,131	△67,964	1,985,199
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△19,506	-	△19,506
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	472,717	-	472,717
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△330,363	△330,363
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	453,211	△330,363	122,847
当 期 末 残 高	336,359	125,673	2,044,342	△398,328	2,108,047

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	17,805	2,003,005
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	-	△19,506
親会社株主に帰属する当期純利益	-	472,717
自 己 株 式 の 取 得	-	△330,363
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,240	16,240
当 期 変 動 額 合 計	16,240	139,088
当 期 末 残 高	34,046	2,142,093

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

沖縄チエル株式会社、株式会社VERSION2、
株式会社コラボレーションシステム、株式会社昭栄広報

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社ダイヤ書房、ワンビ株式会社、株式会社エディト、
セーバー株式会社

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

当社の連結子会社であったMATOMeru株式会社は、2021年4月1日付で、株式会社昭栄広報を存続会社とする吸収合併により、消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2021年5月31日付の株式取得により株式会社エディトを、2021年6月30日付の株式取得によりセーバー株式会社を、それぞれ当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

従来、当社の連結子会社である株式会社昭栄広報の決算日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行ってまいりましたが、連結計算書類のより適切な開示を図るため、第2四半期連結会計期間より四半期連結決算日現在で仮決算を行い連結する方法に変更しております。また、当連結会計年度において、株式会社昭栄広報は、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。これにより、当連結会計年度については、株式会社昭栄広報は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月間を連結対象期間とする変則的な決算となっております。

なお、同社の2022年1月1日から2022年3月31日までの損益は、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、同期間の売上高は164,668千円、営業損失は59,195千円、経常損失は57,626千円、税引前当期純損失は57,626千円であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

ア. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

・ 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
機械及び装置	9年
工具、器具及び備品	3年～15年

・ 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。なお、その他の無形固定資産については定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上していません。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

・退職給付に係る
会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に充てるため、複数事業主制度の企業年金基金制度を採用しております。複数事業主制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

・のれんの償却方法
及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

・収益及び費用の
計上基準

学習部門及び情報基盤部門における主な財又はサービスは、インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売、システム構築、当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用であります。インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。システム構築は、顧客が構築作業の検収をした時点で履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用は、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。進路部門における主な財又はサービスは、進学相談会、媒体の広告枠であり、進学相談会については実施日、媒体の広告枠については広告枠の提供日に収益を認識しております。

(6) 会計方針の変更

① 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

② 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

前連結会計年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「前渡金」（前連結会計年度 226,314千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(8) 重要な会計上の見積り

ソフトウェア（市場販売目的のソフトウェア）

- ・当連結会計年度計上額

ソフトウェア 106,194千円

ソフトウェア仮勘定 14,033千円

- ・当社は、市場販売目的のソフトウェアについて製品マスターの改良・強化に要した費用を適正な原価計算によって算出し、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定として、完成品についてはソフトウェアとして、いずれも資産計上しております。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を減価償却費として計上しておりますが、製品販売戦略の見直し等により当初予定していた収益が見込めなくなった製品が発生した場合には、翌連結会計年度の業績に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 112,357千円

3. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 4,095,498千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度期末
普通株式(株)	7,869,000	—	—	7,869,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株 当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2021年 5月28日 取締役会	普通 株式	繰越 利益 剰余金	19,506	2.5	2021年 3月31日	2021年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年 5月23日 取締役会	普通 株式	繰越 利益 剰余金	22,548	3.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

第3回新株予約権	普通株式	4,800株
第4回新株予約権	普通株式	3,000株
第7回新株予約権	普通株式	30,000株
合計		37,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金は原則として自己資金で賄っており、必要に応じ金融機関からの借入による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、短期運用の投資信託、公社債であり、安全性は高いものの、市場価格の変動リスクに晒されております。出資金は投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

市場リスクの管理

有価証券、投資有価証券及び出資金については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務等について、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,171	99,966	△205
其他有価証券	112,644	112,350	△294
資産計	212,815	212,316	△499

※ 現金については現金であること、並びに預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※ 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は44,150千円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、合同運用指定金銭信託は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	321,478

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,225,171	—	—	—
売掛金	446,240	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
公社債	—	—	99,966	—
其他有価証券のうち満期 があるもの				
金銭信託	100,000	—	—	—
合計	4,771,412	—	99,966	—

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	学習部門	進路部門	情報基盤部門	
一時点で移転される財・サービス	676,048	1,277,723	864,308	2,818,080
一定の期間にわたり移転される財・サービス	941,798	—	335,620	1,277,418
顧客との契約から生じる収益	1,617,846	1,277,723	1,199,928	4,095,498
外部顧客への売上高	1,617,846	1,277,723	1,199,928	4,095,498

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる事項 収益及び費用の計上基準」を参照ください。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	863,813	446,240
契約負債	2,454,459	3,476,265

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,061,986
1年超2年以内	857,069
2年超3年以内	799,160
3年超	758,049
合計	3,476,265

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 281.38円
- (2) 1株当たり当期純利益 61.91円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

チエル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠 田 友 彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チエル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チエル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(4,042,752)	流 動 負 債	(3,645,927)
現金及び預金	3,188,563	買掛金	55,255
売掛金	197,859	未払金	130,156
有価証券	100,000	未払費用	11,388
商品	103,001	未払法人税等	28,832
前渡金	389,545	契約負債	3,351,342
前払費用	9,590	預り金	4,637
その他	58,744	賞与引当金	47,231
貸倒引当金	△4,552	役員賞与引当金	6,351
固 定 資 産	(1,541,303)	その他	10,730
有 形 固 定 資 産	(30,582)	固 定 負 債	(307,341)
建物	13,930	関係会社長期借入金	250,000
機械及び装置	0	長期未払金	57,341
工具、器具及び備品	16,651	負 債 合 計	3,953,269
無 形 固 定 資 産	(116,017)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	91,174	株 主 資 本	(1,596,740)
ソフトウェア仮勘定	13,843	資 本 金	(336,359)
その他	11,000	資 本 剰 余 金	(125,673)
投資その他の資産	(1,394,703)	資 本 準 備 金	36,359
投資有価証券	249,711	その他資本剰余金	89,314
関係会社株式	914,558	利 益 剰 余 金	(1,513,035)
出資金	44,140	利 益 準 備 金	(3,497)
関係会社長期貸付金	48,000	その他利益剰余金	(1,509,537)
繰延税金資産	41,898	繰越利益剰余金	1,509,537
その他	96,394	自 己 株 式	(△378,328)
		新 株 予 約 権	(34,046)
		純 資 産 合 計	1,630,786
資 産 合 計	5,584,056	負 債 純 資 産 合 計	5,584,056

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,365,469
売 上 原 価		1,152,297
売 上 総 利 益		1,213,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		830,970
営 業 利 益		382,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,257	
有 価 証 券 利 息	172	
受 取 配 当 金	1,383	
出 資 金 運 用 益	10,914	
為 替 差 益	2,672	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,109	19,510
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,486	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,842	5,329
経 常 利 益		396,382
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	101	101
税 引 前 当 期 純 利 益		396,484
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,623	
法 人 税 等 調 整 額	18,234	121,857
当 期 純 利 益		274,626

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	336,359	36,359	89,314	125,673	—	1,257,915	1,257,915
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△19,506	△19,506
当期純利益	—	—	—	—	—	274,626	274,626
剰余金の配当に伴う利益準備金の備立て	—	—	—	—	3,497	△3,497	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	3,497	251,622	255,120
当期末残高	336,359	36,359	89,314	125,673	3,497	1,509,537	1,513,035

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当期首残高	△47,964	1,671,983	17,805	1,689,789
当期変動額				
剰余金の配当	—	△19,506	—	△19,506
当期純利益	—	274,626	—	274,626
剰余金の配当に伴う利益準備金の備立て	—	—	—	—
自己株式の取得	△330,363	△330,363	—	△330,363
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	16,240	16,240
当期変動額合計	△330,363	△75,243	16,240	△59,002
当期末残高	△378,328	1,596,740	34,046	1,630,786

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

②子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法

③その他有価証券
・市場価格のない
株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 3年～15年

②無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。なお、その他の無形固定資産については定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る
会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に充てるため、複数事業主制度の企業年金基金制度を採用しております。複数事業主制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

収益及び費用の
計上基準

学習部門及び情報基盤部門における主な財又はサービスは、インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売、システム構築、当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用であります。インストール用ソフトウェア及びハードウェアの販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。システム構築は、顧客が構築作業の検収をした時点で履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。当社運用サービスへのアクセス権、保守・運用は、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) 会計方針の変更

① 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

② 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」(当事業年度10,530千円)については、金額が僅少であるため、当事業年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(8) 重要な会計上の見積り

ソフトウェア（市場販売目的のソフトウェア）

・当事業年度計上額

ソフトウェア 91,174千円

ソフトウェア仮勘定 13,843千円

- ・当社は、市場販売目的のソフトウェアについて製品マスターの改良・強化に要した費用を適正な原価計算によって算出し、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定として、完成品についてはソフトウェアとして、いずれも資産計上しております。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を減価償却費として計上しておりますが、製品販売戦略の見直し等により当初予定していた収益が見込めなくなった製品が発生した場合には、翌事業年度の業績に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 71,271千円

(2) 関係会社に対する金銭債権または債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 85,445千円

短期金銭債務 36,928千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 2,365,469千円

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引額の総額

営業取引（収入分） 55,533千円

営業取引（支出分） 266,459千円

営業取引以外の取引（収入分） 937千円

営業取引以外の取引（支出分） 2,486千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 期末
普通株式(株)	66,526	286,389	—	352,915

(変動事由の概要)

2021年6月2日の取締役会決議による自己株式の取得 200,000株
2022年3月10日の取締役会決議による自己株式の取得 86,300株
単元未満株式の買取による増加 89株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

(繰延税金資産)

貸倒引当金	1,394千円
棚卸資産	3,042千円
未払事業税	2,402千円
賞与引当金	16,801千円
役員賞与引当金	1,945千円
減価償却超過額	16,082千円
敷金	45千円
長期未払金	17,315千円
その他	2,361千円
小計	61,391千円
評価性引当金	△19,493千円
合計	41,898千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 VERSION2	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	回収 59,000	貸付金	短期 24,000 長期 48,000
				利息の受取	937	未収利息	—
子会社	株式会社 昭栄広報	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入	—	借入金	長期 250,000
				利息の支払	2,486	未払利息	—

(注) 取引条件は独立第三者間取引と同様な一般的な取引条件で行っております。

(2) 個人

該当する事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	212.44円
(2) 1株当たり当期純利益	35.85円

8. 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 収益及び費用の計上基準」を参照ください。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

チエル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チエル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

チエル株式会社 監査等委員会

監査等委員	加藤 秀雄	Ⓔ
監査等委員	呉 明植	Ⓔ
監査等委員	本田 真吾	Ⓔ

(注) 監査等委員加藤秀雄、呉明植及び本田真吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の内容

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第22期定時株主総会終結前の監査役(監査役であつた者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1. 第22期定時株主総会終結前の監査役(監査役であつた者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>2. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4. 附則第2項から第4項は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	かわ い むつみ 川 居 睦 (1962年11月20日)	1986年4月 タカギエレクトロニクス株式会社入社 1993年11月 アルプスシステムインテグレーション株式会社入社 1999年10月 株式会社旺文社デジタルインスティテュート株式会社（現当社）取締役 2005年6月 アルプスシステムインテグレーション株式会社取締役 2006年10月 当社代表取締役（現任） 2017年6月 沖縄チエル株式会社代表取締役（現任） 2021年4月 当社グループ戦略統括管掌（現任） （重要な兼職の状況） 沖縄チエル株式会社 代表取締役	2,032,600株
2	あわ た あきら 栗 田 輝 (1982年4月20日)	2008年4月 株式会社日本総合研究所入社 2018年4月 当社へ出向 社長室長 2019年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役 2019年11月 当社製品開発部長 2021年4月 当社開発管掌及び当社管理部門管掌（現任） 2021年6月 当社代表取締役（現任）	2,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	まえだ よしかず 前田喜和 (1972年8月29日)	<p>1993年4月 株式会社アーテック入社 2003年4月 アルゴノート株式会社入社 2003年10月 アルプスシステムインテグレーション株式会社入社 2008年3月 アルプスシステムインテグレーション株式会社から当社へ転籍 2011年12月 当社製品開発部長 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 株式会社VERSION2取締役 2017年9月 株式会社コラボレーションシステム取締役 2018年4月 当社製品技術部長 2018年6月 株式会社VERSION2代表取締役 2018年6月 SHIELDEX株式会社 取締役 2019年11月 当社西日本営業部長 2021年4月 当社営業管掌(現任)</p>	49,700株
4	わかまつ ひろお 若松洋雄 (1976年6月29日)	<p>2008年9月 当社入社 2015年10月 当社マネジメントサービス部部長代理 2017年4月 当社マネジメントサービス部長 2017年4月 株式会社VERSION2監査役 2017年6月 当社取締役(現任) 2017年9月 SHIELDEX株式会社 監査役 2019年6月 株式会社昭栄広報 監査役 2021年4月 当社グループ財務統括管掌(現任)</p>	28,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川居睦氏は、ICT市場に長年携わり、様々な技術革新やパラダイムシフトを経ながら、当社の事業を創業期より発展させてまいりました。ICT市場における経営者としての優れた見識と深い経験が当社グループ全体の経営の監督および企業理念の役職員への浸透に不可欠であり、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 粟田輝氏は、株式会社日本総合研究所においてコンサルタントとして数々の企業の経営戦略立案及び実行支援に携わった後、2018年以降は、その豊富な知見によって、当社の中期経営計画の策定及び実行を主導するなど、当社の成長を牽引してまいりました。当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
4. 前田喜和氏は、主にICT技術に精通し、当社の開発責任者及び営業責任者を務めてまいりました。また、2017年以降は当社グループ子会社の取締役として陣頭指揮を執っております。その製販に関する豊富な経験と実績を有することを踏まえ、当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。
5. 若松洋雄氏は、事業会社および当社において20年以上の経理・財務の専門知識と経験を持つとともに、上場経験や上場後のM&A等幅広く当社の経営の基盤整備を行っており、当社の企業価値を持続的に向上させるため、同氏が取締役として適任であると判断しており、引き続き選任をお願いするものであります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が当社取締役 に再任された場合には、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。その契約の概要等は以下の通りです。なお、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

① 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役で、既に退任されたものも含まれます。

② 保険契約の内容の概要

(イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(ロ) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が負担することになる責任追及の訴えに係る争訟費用、法律上の損害賠償金を支払うことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令もしくは取締役法規に違反する行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】

取締役のスキル・マトリックス

	氏名	経営 全般	業界 知識	国際 経験	営業 販売	技術 開発	財務 会計	人材 採用	法務
取締役	川居 睦	○	○	○	○				
	粟田 輝	○	○	○		○		○	
	前田 喜和	○	○		○	○			
	若松 洋雄	○					○		○
監査等委員 である取締役	加藤 秀雄	○					○	○	
	呉 明植								○
	本田 真吾								○

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2019年6月27日開催の当社第22期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.38%程度(10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.81%程度)と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年2月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告16頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿った形で後述【ご参考】欄に記載の内容に変更することを予定しています。

また、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役0名)となります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名(うち社外取締役0名)となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関

する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記

(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】本議案が承認可決された場合には、当該方針を以下の記載内容に変更する予定です。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、以下の通り、2022年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、定めております。

基本方針は次のように定めております。

- ・当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（以上、金銭報酬）および株式報酬（取締役（監査等委員を除く）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権をいう。以下同じ。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬の

みを支払うこととする。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)は次のように定めております。

- ・ 社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、業績連動報酬と合計して株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案して決定するものとする。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日の株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬限度額は年額200百万円以内、取締役(監査等委員)は年額30百万円以内と定められております。また、上記の報酬限度額とは別枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会決議により、株式報酬の限度額は年額30百万円以内と定められております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長である川居睦がその具体的内容について委任をうけ、役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出し、決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額としております。なお、取締役会が代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。また、取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された支払限度額に収まっており、在任期間における功績や企業業績を総合的に勘案しながら役位毎の役割・責任に応じた基準テーブルに基づき算出・決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、当該権限が適切に行使されているものと取締役会は判断しております。なお、報酬決定については、事前に社外取締役である監査等委員に各報酬額が適正であるか諮ることで、透明性及び客観性を高めるよう努めています。

以 上

